

南島原市監査委員公表第4号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を公表します。

平成29年12月22日

南島原市監査委員 中 村 良 治

南島原市監査委員 黒 岩 英 雄

財政援助団体等監査報告書

第 1 監査の概要

1 監査の目的

財政援助団体等監査は、地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、市が補助金の交付をしている団体や出資団体に対し、その事業が、補助金等の目的に沿って適正にかつ効果的に行われているかなどについて実施する監査である。

今年度は、補助金で財政的援助を行っている団体を対象とした。あわせて、地方自治法第 199 条第 1 項及び 5 項の規定に基づき、団体に対する所管担当課の指導監督が適正に行われているかについて監査を実施した。

2 監査の対象団体及び実施日

- (1) 監査団体 社会福祉法人 南島原市社会福祉協議会
本所、西有家支所及び加津佐支所
- (2) 所 管 課 福祉保健部 福祉課
- (3) 実 施 日 平成 29 年 11 月 2 日 (木)

3 監査の範囲

平成 27 年度から平成 28 年度の南島原市補助金に係る出納その他の事務

4 監査の方法

社会福祉法人南島原市社会福祉協議会（以下「社協」という。）への補助金に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、所管課職員の立会いのもと団体責任者から説明を聴取し、現地調査を行った。

5 監査の観点

社協

- (1) 補助金交付申請、補助金の請求及び受領は適時に行われているか。
- (2) 事業の企画及び実施は要綱の交付要件に合致しているか。
- (3) 補助金が対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- (5) 精算報告は実績報告書等により適正に行われているか。

福祉課

- (1) 補助金の決定は要綱に適合しているか。
- (2) 補助金の額の算定、交付時期、手続等は適正か。
- (3) 補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか。

第2 監査の結果

1 団体の概要

名 称	社会福祉法人 南島原市社会福祉協議会
所 在 地	南島原市有家町石田 8 番地 46
法人設立日	平成 18 年 3 月 31 日
役 員	理事 10 名（会長 1 名、副会長 1 名、理事 8 名）、監事 2 名

2 設置の目的

南島原市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

3 業務内容

主な業務内容

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発展を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 福祉募金貸付事業
- (8) 福祉総合相談事業
- (9) 地域活動支援センター
- (10) 福祉サービス理容援助事業
- (11) 居宅介護支援事業の経営
- (12) 訪問介護事業の経営
- (13) 訪問入浴介護事業の経営
- (14) 通所介護事業の経営
- (15) 介護予防支援事業の経営

- (16) 介護予防訪問介護事業の経営
- (17) 介護予防訪問入浴介護事業の経営
- (18) 介護予防通所介護事業の経営
- (19) 障害福祉サービス事業の経営
- (20) 生活福祉資金貸付事業の受託運営
- (21) 加津佐総合福祉センターの経営
- (22) 口之津老人福祉センターの経営
- (23) 北有馬老人福祉センターの経営
- (24) 西有家老人福祉センターの経営
- (25) 有家老人福祉センターの経営
- (26) 深江ふれあいの家の経営
- (27) 生活困難者に対する相談支援事業
- (28) その他この法人の目的達成のため必要な事業

・公益を目的とする事業

- (1) 南島原成年後見センターの運営

・収益を目的とする事業

- (1) 布津福祉センター（温泉施設湯楽里）の経営

4 財政援助等の内容

市は、社協に対し、南島原市補助金等交付規則及び南島原市福祉保健部福祉課関係補助金交付要綱に基づき運営費及び事業費として、平成27年度に1億1,975万3千円、平成28年度に1億777万8千円の補助金を交付している。

5 監査結果

補助金に係る出納その他の事務の執行状況等について、監査を行った結果、財務に関する事務の執行は適正に処理されていると認められた。

(1) 社協に関する事項

当該補助金の目的は、社協運営の安定を確保し地域福祉の増進を図るためであり、補助金の対象は、前頁記載の第2監査の結果の3業務内容の(1)から(4)に掲げる経費につき、市長が認める経費である。補助金交付申請に係る手続、受領は適時に行われており、補助金は要綱に基づき地域福祉事業の運営に係る人件費と事務費に充てられていることが認められた。精算報告についても適正に行われていた。

今後とも、社会福祉事業の健全な発展と活動の活性化に取り組まれるとともに、市の地域福祉の増進を目的とした補助金の活用に努められたい。

(2) 福祉課に関する事項

平成 25 年の当該財政援助団体等監査において、補助対象等が不明確であったことから交付要綱の整備を指摘した。現在は補助金の目的、補助対象及び交付手続を要綱で明確にしており、補助金の額の算定、交付時期、手続等、補助金交付に係る事務の執行は適正に行われていた。所管課としての指導監督も概ね適切に行われていると認められたが、今後の行政運営に資するためにも次のとおり意見を述べる。

支所においては、市から補助金が交付されている協議会支部の事務局の通帳と印鑑について、担当職員が一人で管理している事例が一部見受けられた。不正防止の観点から、管理上の分担に関する指導を行い、所管担当課としての責務に努められたい。

また、補助金額の算定については、制度全般の透明性を確保するという観点からも、社協との連携をより密に図り、地域福祉事業の推進を検討した上で精査していく必要があると考える。